

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【公開番号】特開2018-26111(P2018-26111A)

【公開日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-006

【出願番号】特願2017-115277(P2017-115277)

【国際特許分類】

G 08 G 1/00 (2006.01)

G 08 G 1/09 (2006.01)

H 04 Q 9/00 (2006.01)

【F I】

G 08 G 1/00 A

G 08 G 1/09 F

H 04 Q 9/00 3 1 1 H

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月21日(2018.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タイヤ(3)の裏面に取り付けられ、前記タイヤの振動の大きさに応じた出力電圧を検出信号として出力する振動検出部(12)と、前記振動検出部の出力電圧に基づいて前記タイヤがチェーン装着中であるかチェーン未装着であるかを判定し、該判定結果を示すタイヤ状態データを生成する信号処理部(13)と、前記タイヤ状態データを送信する送信部(16)と、を有するタイヤマウントセンサ(1)と、

前記タイヤマウントセンサから送信された前記タイヤ状態データを受信する受信部(21)を有し、該受信部で受信された前記タイヤ状態データに基づいて、チェーン規制に対する適合車両であるか否かを判別し、該判別結果を送信する車体側システム(2)と、を含むチェーン規制管理システム。

【請求項2】

前記車体側システムが送信した前記判別結果に基づいて、前記チェーン規制に対する適合車両であるか否かを示す適合情報を示す情報が通信センター(200)のデータベースに管理され、

前記データベースに管理された前記適合情報に基づいて、適合車両であるか否かの判別を行う請求項1に記載のチェーン規制管理システム。

【請求項3】

前記車体側システムは、前記タイヤ状態データに基づいて、チェーン規制に対する適合車両であるか違反車両であるかを判別し、該判別結果を送信する請求項1または2に記載のチェーン規制管理システム。

【請求項4】

前記車体側システムが送信した前記判別結果に基づいて、前記チェーン規制に対する適合車両であることを示す適合情報と違反車両であることを示す違反情報の少なくとも一方の情報が前記通信センターのデータベースに管理され、

前記データベースに管理された前記適合情報と前記違反情報の少なくとも一方に基づい

て、適合車両と違反車両の判別を行う請求項 3 に記載のチェーン規制管理システム。

【請求項 5】

前記タイヤマウントセンサは、
前記タイヤ状態データを記憶する記憶部（14）を有し、
前記信号処理部は、指令コマンドに基づいて、前記記憶部に記憶した前記タイヤ状態データを読み出し、前記送信部より送信する請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 つに記載のチェーン規制管理システム。

【請求項 6】

ツール（300）より前記指令コマンドが前記タイヤマウントセンサに伝えられると、前記信号処理部は、前記記憶部に記憶された前記タイヤ状態データを読み出し、該タイヤ状態データを前記送信部より前記ツールに送信する請求項 5 に記載のチェーン規制管理システム。

【請求項 7】

前記タイヤがスタッドレスタイヤであるかラジアルタイヤであるかを意味する該タイヤの種類を表す情報も前記タイヤ状態データとして記憶する記憶部（14）を有し、

前記タイヤマウントセンサは、前記タイヤ状態データとして、前記タイヤの種類を表す情報も前記車体側システムに送信する請求項 1 ないし 6 のいずれか 1 つに記載のチェーン規制管理システム。

【請求項 8】

タイヤ（3）の裏面に取り付けられ、前記タイヤの振動の大きさに応じた出力電圧を検出信号として出力する振動検出部（11）と、前記振動検出部の出力電圧に基づいて前記タイヤがチェーン装着中であるかチェーン未装着であるかを判定し、該判定結果を示すタイヤ状態データを生成する信号処理部（13）と、前記タイヤ状態データを送信する送信部（16）と、を有するタイヤマウントセンサ。

【請求項 9】

前記タイヤ状態データを記憶する記憶部（14）を備え、
前記信号処理部は、ツール（300）より指令コマンドが前記タイヤマウントセンサに伝えられると、前記記憶部に記憶された前記タイヤ状態データを読み出し、該タイヤ状態データを前記送信部より前記ツールに送信する請求項 8 に記載のタイヤマウントセンサ。

【請求項 10】

前記記憶部は、前記タイヤがスタッドレスタイヤであるかラジアルタイヤであるかを意味する該タイヤの種類を表す情報も前記タイヤ状態データとして記憶している請求項 9 に記載のタイヤマウントセンサ。